

三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第13条 省略 (技術管理者の資格)</p> <p>第13条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校^の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校^の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第13条 省略 (技術管理者の資格)</p> <p>第13条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学^(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校^の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した^(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学^(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校^の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した^(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>